

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（１月分）

（１）問い合わせ件数

平成 17 年 １月 １日～平成 17 年 １月 31 日

5 2 件

（２）内訳

① 食品安全委員会関係	2 1 件
② 食品健康影響評価関係	1 1 件
③ 食品安全基本法関係	0 件
④ リスク管理一般関係 （うち食品表示に関するもの）	2 0 件 （2 件）
⑤ その他	0 件

* うち B S E 関係 1 0 件

（３）問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Q . B S E に関する意見交換会が各地で開催されましたが、その開催状況と、そこで出された意見について教えてください。

A . 食品安全委員会では、プリオン専門調査会などにおける議論の参考とするため、平成 16 年 10 月 15 日に我が国における牛海綿状脳症（B S E）対策の見直しについてのリスク評価の諮問を受けた後、平成 17 年 1 月 17 日までに 47 都道府県 50 会場で意見交換会を開催し、約 5,600 名の方にご参加いただきました。食品安全委員会からは「日本における牛海綿状脳症（B S E）対策について - 中間とりまとめ - 」を説明し、厚生労働省と農林水産省からは諮問の考え方について説明を行い、当日会場参加者から提出していただいた意見・質問票を中心に 1 時間程度意見交換を行いました。

この意見交換会の概要については、1 月 20 日開催の食品安全委員会や、1 月 21 日開催のプリオン専門調査会に報告されたところです。また、2 月 4 日に開催されたリスクコミュニケーション専門調査会では、各会場でのアンケートの集計結果や会場参加者からいただいた御意見・御質問についても報告され、意見交換会のあり方という観点からも御議論をいただいたところです。

寄せられた御意見等は、B S E 及び B S E 対策一般、検査、特定危険部位（S R M）とその除去、飼料規制等、多岐に渡っております。主な御意見等は、ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai78/dai78kai-siryous.pdf>）に掲載しておりますのでご覧下さい。また、各意見交換会の議事録等につきましても、今後、順次ホームページに掲載していく予定です。

- Q . ホームページに掲載されている季刊誌「食品安全」をダウンロードして配布したいと思いますが、何か手続きが必要ですか。
- A . 特段の手続きは必要ありません。当委員会のホームページに掲載されているパンフレット、リーフレットについても、ご自由にダウンロードして配布していただいてもかまいません。

【食品健康影響評価関係】

- Q . 食品添加物のリスク評価が、様々な毒性試験の成績等に基づいて行われていることを知りましたが、その試験はどのような機関で行われているのか教えて下さい。
- A . 毒性試験については平成 8 年 3 月 22 日付け衛化第 29 号厚生省生活衛生局長通知「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/960322/index.html>）において、食品添加物の指定及び使用基準改正の要請書に添付すべき資料の作成上の一般的注意として「添付資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ適正に運営管理されていると認められる試験施設において実施されなければならない」とされています。

具体的には、化学物質 G L P（優良試験施設規範）適合確認施設などで実施された試験成績が該当します。

なお、G L P（優良試験施設規範）とは、各種安全性試験成績の信頼性を確保するための手段として、試験施設が遵守すべき基本的な事項を定めたもので、国がその規範に基づいてその施設の適合確認を行うものです。

また、前述の指針において、要請に係る食品添加物はその品質、安全性又は有効性を有することを疑わせる資料については、当該資料の信頼性等にかかわらず、提出しなければならないとされています。

- Q . 「日本における牛海綿状脳症（B S E）対策について - 中間とりまとめ - 」において、v C J D 発生リスクの推定が行われていますが、その推定の考え方について教えて下さい。
- A . この「中間とりまとめ」では、英国の B S E 感染牛、v C J D 患者の推定数から日本における v C J D 患者数を推定しています。

この考え方は、v C J D 患者数は B S E 感染牛（対策が講じられていなかったところに食用とされたと考えられる B S E 感染牛）の頭数に比例すると仮定し、その関係を日本に当てはめ、日本で対策が講じられる以前に食用にされたと推定さ

れる B S E 感染牛の頭数から日本における v C J D 患者数を推定するものです。いくつかの不確実性をもった推定であることから、最も悲観的な結果となるような英国の B S E 感染牛、v C J D 患者の推定数を用いています。

詳しくは、「日本における牛海綿状脳症（B S E）対策について - 中間とりまとめ - 」（http://www.fsc.go.jp/sonota/chukan_torimatome_bse160913.pdf）を参照下さい。